

20140219 土業ビジネス研究会_議事録

テーマ アグリビジネスにおける知的財産権の成功事例

発表者 吉永貴大さん（弁理士 博士（国際バイオビジネス学））

日時 2014年2月19日 19時00分～20時50分

場所 東京・竹橋 ちよだプラットフォームスクウェア

参加者 13人（財務コンサルタント、個人事業主、シンクタンク研究員、会社員、
NPO法人理事長、司法書士、行政書士など）

目次；

0. イントロ

1. 農業分野における知的財産とは？
2. 今、アグリ分野で何が起きているのか？
3. 農業分野の知的財産権にはどのようなものがあるか？
4. 事例分析

発表；

0. イントロ

弁理士はあまり表に出てきません。裏方のお仕事です。メーカーなど企業の仕事が多いですが、農水産や食品専門の弁理士というのはほぼゼロです。

1. 農業分野における知的財産とは？

イチゴに関連する知的財産を具体例としますと・・・。

- ・特許権。技術を守る
- ・実用新案権。技術を守る（包装など）
- ・意匠権。デザインを守る
- ・商標権。ブランドを守る
- ・著作権。著作物を守る（農家のウェブサイトなども）
- ・不正競争防止法。ノウハウを守る
- ・育成者権。植物の新品種を守る

農業分野の特許出願は全体の約1%に過ぎません。その中でも上位は農業機械メーカーや農薬メーカーです。農業分野の意匠登録、農産物の商標登録も全体からするとごく一部に過ぎません。

2. 今、アグリ分野で何が起きているのか？

- ・レッドパール事件。イチゴの新品種であるレッドパールが韓国に流出。
- ・カーネーション事件。新品種のカーネーションが中国に流出。
- ・商標「青森」事件。中国にて「青森」を商標登録される。
- ・紅秀峰事件。サクランボの新品種である紅秀峰がオーストラリアに流出。
- ・品種登録料未納事件。某県にて担当者が農水省からの催促があったにもかかわらず、登録料を支払わず、種苗権が失効。品種固定には20年かかるのですが・・・
- ・植物新品種の海外流出事例としては、いんげん、小豆、いぐさなど多数あります。
- ・中国・台湾における抜け駆け商標登録問題もあります。コシヒカリ、ひとめぼれ、松阪牛などが登録されてしまっています。

3. 農業分野の知的財産権にはどのようなものがあるか？

特許

- ・かぼちゃの空中栽培については、特許（土に触れないことで病気にかかりづらい、色も均一になる）が取得され、商標「空飛ぶパンプキン」も登録されています。
- ・四角いメロンの特許。香港にも輸出されています。1個1万円～1万5千円もします。
- ・バラの特許。バラはハウス栽培が主流ですが湿度に弱いのでカビが生えてしまいます。そこで、寒くなったら冷房をかけることで、除湿ができ、外の熱を吸収することができ、バラの適正温度が保たれるということについて特許を取得しました。
- ・リンゴの特許。リンゴは葉っぱがあると赤くなりません。葉っぱをとらずに身を赤くすることについて特許を取得しました。片手でくるっと回せるバンドがそれです。
- ・ベランダ・ガーデニングの特許。培土の袋がそのまま鉢になるというものです。

実用新案

- ・牛の飼料の実用新案。飼料を牛好みのカタチにするというものです。
- ・田んぼの雑草埋没くん。雑草の根切りを行います。
- ・食具付き即席味噌というものもあります。

意匠

- ・加工農産物の意匠の登録例としては、こんにゃく、お麩、油揚げ、豆腐などがあります。
- ・農機具のデザインや押鮎も登録されています。
- ・くし付きいか。「よっちゃんいか」のメーカーです。
- ・観賞用のスイカのデザインも登録されています。大玉で8万円します。食べても甘くありません。

商標

- ・比内地鶏はにせものが出回ったことから、地域ブランドの保護のために登録しました。
- ・関さばはやはりにせものが出回っていたことからブランド管理を行うために登録しました。取引価格が10倍になりました。ブランド管理の成功事例です。

品種登録

- ・その80%が花きです。たとえば、バラ、キク、カーネーションです。
- ・サントリーの青いバラもそのうちの一つです。元々、バラは青い遺伝子を持っていませんでしたが、バイオテクノロジーでそれを実現したものです。
- ・白いイチゴ。贈答用として売られています。
- ・ぶどう「ルビーロマン」。赤系ぶどうです。実が非常に大きいです。

4. 事例分析

事例分析1 個別農業経営の知的財産管理の評価

I氏の事例。広島県でバラを栽培しています。すべてオリジナル品種です。

バラの市場環境としては、バラは海外（アフリカ・南米）で大量生産され国内に大量流通しています。円高も影響しました。ハウスで栽培なので暖房費の負担が増加しています。バラに似た品種の開発による市場の浸食が進んでいます。景気の低迷により消費が縮小しています。

このような市場環境に対して差別化が必要です。大量生産・大量流通に向かない品種の生産を行っています。市場ニーズに合った品種の選別を行っています。

取得した知的財産権とその推定コストの算定を行うと、経営に占める知財コストは大きくないことがわかります。従来のオリジナル品種開発の流れは当たりはずれが多く、そのためリスクが高くなっていました。I氏の育種システムでは、いったん、花屋に卸してニーズのテストをすることとしています。I氏のバラは市場平均単価の1.5倍となっています。

バラ生産における特許の位置付け。経済合理性からいえば、単価が高く、収量が多いのものです。しかし、双方を兼ね揃えている品種は少ないです。

これを技術面から解決できないかとI氏は考え、除湿を効率良く行うハウスの特許につながりました。

登録商標の位置付け。I氏はバラの業界で有名な方です。ブランド保護のために利用しています。「ネオアンティークローズ」を統一ブランドにしています。

I氏の知財管理の概要。新品種の育成システム、栽培装置の特許、栽培方法の特許区、品種登録、商標登録などパテントポートフォリオがうまくできています。他者がまねができない仕組みを作っています。

事例分析2 農家グループの知的財産管理の評価

大木きのこ種菌研究所

きのこ市場の現状。雪国まいたけなどビッグスリーと呼ばれるきのこ生産会社があります。平成元年から平成21年にかけて生産者が76.2%も減少しました。

大木町のきのこ生産者が抱えていた問題。「きのこは種菌が命」なので、雑菌のロスによる影響が大きいです。品種の違いにより産地化も困難でした。きのこ種菌センター利用組合の設立し、種菌の安定供給が可能になりました。種菌価格を一本300円から一本70円にすることができました。このセンターでは新品種開発の取り組みも行っています。

新品種の開発戦略。きのこは菌の変異の可能性があります。兄弟品種も登録します。バックアップをとるとのことです。

中小のきのこ農家は常に価格競争にさらされていますが、グループ化により大手との価格競争に耐えられるようになり、産地化にも成功しました。

事例分析3 産地の知的財産管理の評価

八幡平市花き開発センターと安代リンドウ開発

八幡平市（旧安代町）は中山間地です。寒過ぎて野菜が育ちません。このため、生産は米か畜産でした。現在はリンドウの一大産地となっています。

田んぼに安代リンドウの耕作を始めました。当初は田んぼに花を植えるとは何かという反対もありました。が、けっこうお金になるということで浸透しました。

リンドウは仏花です。お盆や秋のお彼岸に出荷のタイミングを合わす必要があります。リンドウは開花調整ができませんでした。そこで、新品種開発を行いました。開花調節ができるようになりました。いろいろな品種があることにより、出荷時期を長くすることができるようにもなりました。

それだけでなく、白、ピンク、赤のリンドウも開発しました。

現在は海外にも展開をしています。ヨーロッパで人気です。リンドウは日本では仏花ですがヨーロッパでは花嫁が持つものです。安代リンドウは高級ブランドになっています。

新品種を軸とした持続的育種システムの構築をしました。収益システムともなっています。このシステムを担うものの一つが八幡平市花き開発センターです。新品種開発と専用利用権の付与を行っています。また、安代リンドウ開発（生産者が構成員）が農協に委託して市場に販売しています。

知的財産権を保護しつつ、その権利を産地という一定の範囲の中で活用することで、産地を活性化させています。知的財産権を活用して、農業を発展させる良い事例となっています。

以上